

高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会設置要綱

(設置)

第1条 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」(平成28年法律第105号)が施行され、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

については、本県において不登校児童生徒の多様な教育機会確保に係る現状と課題、今後の方向性等必要な事項について検討するため、「高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 不登校児童生徒が学べる環境の整備に関する事項
- (2) 不登校対策に関する関係機関等相互の情報共有及び連携に関する事項
- (3) その他、不登校児童生徒の教育機会確保に関する検討のために必要な協議に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員は、学校、市町村教育委員会代表、フリースクール代表その他の関係機関及び団体に属する者並びに学識経験者をもって構成する。
- 3 委員長は委員の互選によって定める。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、会議を総括する。

- 2 委員長は委員以外の者の意見を聴く必要がある場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、委員長及び委員の協議により定める。

附 則

この要綱は令和5年6月2日から施行し、令和7年6月30日に失効する。